

論説

# イタリア・コスタリカ借款事件仲裁判決

東京大学教授  
中谷和弘

## I. はじめに

イタリアによるコスタリカへの借款（タイド・ローン）の元利返済をめぐる1998年6月26日の国際（国家間）仲裁判決は、2006年になって公開された<sup>1)</sup>。金融という国際法学では人気のない分野に関わるものであるためか、本判決はほとんど注目されていない<sup>2)</sup>が、政府開発援助（ODA）が国際裁判としてとりあげられた近年の稀有な事例であるとともに、外交の日常において今後もいかに発生しそうな事案であるため、主要なODA供与国である我が国にとって参考になりうるものである。さらに、本判決は、国家の言動の法的評価や衡平原則の適用について興味深い重要な判断を示している。

本稿では、事実の概要と判例の要旨を紹介した上で、若干の点について簡単に指摘することにした。

## II. 事件の概要

1983年10月24日、イタリア・コスタリカ両国は、技術協力のための枠組協定（*Accord-cadre pour la coopération technique*、以下、枠組協定）に署名した（1988年3月21日発効<sup>3)</sup>）。両国は友好関係を想起して、経済・社会・財政・文化協力の重要性を表明する（前文、1条）、協力のための優先分野を明示する（2条、その1つとして建設業が明示されている）、当該分野において必要に応じて議定書（*Protocol*）を将来締結する（3条）、「両国は発効に必要な国内手続の完了を交換公文によって通報し、本協定は後の時点でなされた通報の日に発効する」（8条1項）、といった内容を有する（p.27）。

Monge コスタリカ大統領と Andreotti イタリア外相間でのやりとりの結果、1984年6月20日、両国は、開発協力の実施議定書

1) *Contrat de prêt entre l'Italie et le Costa Rica (litige portant sur un recouvrement de crédit)*, *Reports of International Arbitral Awards*, vol. XXV, 2006, pp. 21-82. 判決文はフランス語のみである。本仲裁判決の英文名称は、*Case concerning the Loan Agreement between Italy and Costa Rica (dispute arising under a financing agreement)* である。

2) 事実概要と判決要旨の紹介として、*Loan Agreement between Italy and Costa Rica*, in P.Hamilton, H.C.Requena, L.van Scheltinga and B.Shifman (eds.), *The Permanent Court of Arbitration: International Arbitration and Dispute Resolution (Summaries of Awards, Settlement Agreements and Reports)*, 1999, pp. 202-205, 紹介と評釈として、Enrico Milano, *La sentenza arbitrale fra Italia e Costa Rica relativa ad un prestito*, *Rivista di diritto internazionale*, vol. 90 (2007), pp. 161-180 がある程度である。なお、筆者は、「国家の対外債務は返済しなければならないか（ロースクール国際法第3回）『法学教室』2008年6月号112-113頁及び「国家債務問題と国際法」中川淳司・寺谷広司編『国際法学の地平（大沼保昭先生記念論文集）』（東信堂、2008年）535-536頁において、本判決をごく簡単に紹介した。

3) *Accordo quadro fra Italia e Costa Rica per la cooperazione tecnica*, *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, n.165, 15 luglio 1988, pp. 7-10. 前文及び全8条からなる。

(Protocol exécutif de coopération au développement, 以下、実施議定書)を締結した。そこでは、優先プロジェクトの1つとして、コスタリカの太平洋岸のPuerto Calderaでの浮ドックの建設プロジェクトが挙げられ、このプロジェクトのためにイタリアはコスタリカに1300万米ドルを貸し付ける(他のプロジェクトは贈与とする)とした(その後の契約で貸付額は1299万米ドルとなった)。コスタリカは、本プロジェクトの運営者として既にINCOP (Instituto Costaricense de Puertos del Pacifico)を指定し、またINCOPのBonilla代表に全権(pleins-pouvoirs)を委任するとし、その旨は官報に公示された。1985年7月22日のコスタリカ法(6995号)は、コスタリカ国の名前で協定を締結する権限をINCOPに付与した(pp.28-30)。

1985年8月1日、コスタリカ政府(Bonillaによって代表された)とイタリアのMediocredito Centrale銀行は、浮ドック建設に関する1299万米ドルの融資協定(Convention financière)を締結した。Monge大統領の7月31日付のメッセージ(Mediocredito Centraleは8月16日に受領)により、Bonillaが権限を有することが再確認された。Mediocredito Centraleは、8月22日に融資協定が発効したことを翌23日にINCOPに伝えた。10月10日から翌86年10月30日にかけて4回に分けて資金の振込がなされた(pp.30-31)。

1985年9月25日、コスタリカ国家計画・経済政策担当相は、浮ドック建設プロジェクトに反対し、コスタリカ議会による承認がないとした(イタリアはこの反対を1988年5月まで知らされなかったと申述書で主張した)。1986年3月17日、コスタリカ議会は枠組協定を承認する法律を可決した(p.31)。

1986年5月8日、BonillaはINCOPの代表の座を降りた。6月12日及び7月8日、イ

タリアの駐コスタリカ大使は、コスタリカが融資協定において規定された277,611米ドルの返済が滞っているとして、コスタリカ対外関係相の注意を喚起した。コスタリカ対外関係相はイタリア側に支払期間の延長と貸付状態に関する説明を求めた。1988年1月11日、Monge大統領はAndreotti外相への個人的書簡において、状況を刷新するため貸付を贈与に変える可能性を検討することをイタリア政府に示唆した。1988年3月25日、コスタリカのArias Sanchez新大統領も、貸付を贈与に変えることをAndreotti外相に求めた(pp.31-32)。

1988年2月、コスタリカのDenusa社(浮ドックプロジェクトの運営企業)が破産した。浮ドックの資産額は870万米ドルと評価される。1988年5月、コスタリカは債務返済のかわりに浮ドックをイタリアに譲渡すると提案したが、イタリアはこれを拒否した。1989年7月、コスタリカはニカラグアに対して有する債権をイタリアに譲渡すると提案したが、イタリアはこれを拒否した(pp.32-33)。

1997年2月8日の口上書において、両国は本事件を1910年1月8日の両国間の一般仲裁条約<sup>4)</sup>に従って国際仲裁に付託することに合意した。1997年9月11日、両国はコンプロミー(付託合意)を締結した(pp.33-34)。コンプロミーでは、「常設仲裁裁判所(PCA)の二国間紛争の仲裁のための任意規則(1992年10月20日)」<sup>5)</sup>に依拠して裁判を行うこと、仲裁裁判所は、Lalive(スイス、裁判長)、Ferrari Bravo(イタリア)、Vallé(コスタリカ)の3名から構成されること、裁判はローマで行うこと、常設仲裁裁判所国際事務局が関与すること等が定められた。

コスタリカの主張は、次の通りである。融資協定は国際条約ではなく、イタリア法によって規律される契約であるため、返済の義

4) Trattato generale di arbitrato fra l'Italia e la Repubblica di Costarica, *Nouveau recueil général de traités et autres actes relatifs aux rapports de droit international*, Troisième série, Tome IV, 1911, pp. 713-718. 両国は外交交渉によって解決できない紛争を仲裁判断に委ねることを約束する(但し独立又は国家の名誉に関わると考える紛争の付託は拒める)という規定(1条)を有するものである。

5) Optional Rules for Arbitrating Disputes between Two States, <http://www.pca-cpa.org/upload/files/2STATENG.pdf>

務は国際法上の淵源を有しないし、契約から生じた金銭上の義務と枠組協定又は実施議定書の間には関連はない。さらに、枠組協定は実施議定書から2年後、融資協定から8ヵ月後ようやくコスタリカ議会で承認されたものであって1984-85年当時は効力を有さず、また融資協定はたとえ条約と考えられるとしても同意の有効な表明がないため無効である。実施議定書は融資協定が承認された日に効力を有しておらず、またBonillaには署名の権限がなかったため、融資協定は当事者を拘束しない(p.34)。

イタリアの主張は、次の通りである。融資協定は国際法上効力を有するものであり、コスタリカはその有効性に異議を唱えることはできない。コスタリカ議会は融資協定を承認しており、コスタリカの国内法に反するとの主張は条約法条約<sup>6)</sup>上の無効原因とはなりえない。Bonillaはコスタリカを有効に拘束するための全権を有していた(pp.34-35)。

裁判所に付託された問題は、①融資協定は有効であって全当事者を拘束するか、②その場合、両国は融資協定上の義務を履行したか、③コスタリカはMediocredito Centraleに返済する義務を負うか、その場合、どのような法原則に基づいて義務を負うか、というものであった、とまとめることができる<sup>7)</sup>。

### Ⅲ. 判決の要旨

判決の主な内容は、次の通りである。

判決では、まず、「枠組協定が『技術協力』と銘打ち金銭的側面には明示的に言及していないゆえ融資協定には適用されない」との主張に関して、金銭的側面を含まない技術協力を

を想定することは困難であり、「技術協力」をそのように狭義に解することは不自然であって一般的経験に反するとする(pp.35-36)。

その上で、枠組協定がコスタリカ議会によって1986年3月17日まで批准されなかったことに鑑み、同協定はその時点まで効力を有しなかったかという問題について検討する。まず、諸判決や学説を引用しつつ、①重要なことは、コスタリカが枠組協定の有効性につき、議会による批准承認以前にその言動によって同意を与えたかということである、②批准が遡及効を有するか否かについては相反する実行があるため、コスタリカ議会による批准承認が遡及効を有するとは断定できない、③信義則から黙示的な批准や推定される言動が導き出されうる、旨を指摘する。さらに、国内法に合致しない批准の効力、国際法と国内法の関係、条約法条約で規定された条約の締結権限等についての諸判決や学説を紹介する(pp.36-51)。

「枠組協定、実施議定書、融資協定の3つが法的には連関がない」との主張に対しては、事実にも両国間の関係の歴史にも両国の共通の意思にも反するとする(p.51)。

まず、枠組協定の効力を否認する主張は、国内法に対する国際法の優位性ゆえに支持できない。コスタリカが「議会の3分の2の承認を得なかったこと<sup>8)</sup>が条約法条約46条1項にいう『違反が明白でありかつ基本的な重要性を有する国内法の規則に係るもの』である」と何年もの沈黙(枠組協定批准時には何ら主張しなかった)の後に主張することは、遅すぎる主張であって困難である。禁反言の原則は、一方の当事者が当該手段を援用する

6) ちなみに、イタリアは条約法条約に1970年4月22日に署名、1974年7月25日に批准し、コスタリカは1969年5月23日に署名、1996年11月22日に批准している。<http://untreaty.un.org/cod/avl/ha/vclt/vclt.html>

7) Hamilton et al (eds.). *supra* note 2, p.204.

8) コスタリカ憲法121条4号では、①議会は条約の承認又は否認の排他的権限を有する、②共通の地域的目標を達成するため共同体法に一定の権限を委譲又は移転する条約の承認には全議員の3分の2以上の多数決を必要とする、③議会によって承認された条約から生じる下位の議定書は議会の承認を必要としない、旨を規定する。同条15号では、①行政府が締結した融資協定又は公債務に影響する同様の協定の承認又は否認の排他的権限を有する、②外国での融資のための協定又は外資が融資する国内での融資のための協定の承認には、プロジェクト毎に全議員の3分の2によって承認されなければならない、旨を規定する。[http://www.costaricalaw.com/legalnet/constitutional\\_law/constitutional.html](http://www.costaricalaw.com/legalnet/constitutional_law/constitutional.html) コスタリカの条約締結手続については、外務省条約局『諸外国の条約締結手続に関する調査(第二分冊)』(1972年)31-34頁。

正当な利益の存在を立証することなしに自らに帰責し自らのみが阻止できる不正規性を援用することを禁じるものである。枠組協定署名後のコスタリカの言動は、黙示的な批准又は黙認と解されるものである。「枠組協定は効力を有しない」とのコスタリカの現在の主張では、コスタリカ大統領の書簡、実施議定書の署名、INCOPの指名及びBonillaへの全権委任の付与、コスタリカ国の名前で協定を締結する権限をINCOPに付与した1985年7月22日法、融資協定といった一連の言動を説明することが困難である。それゆえ、コスタリカは枠組協定を有効であって即座に効力を有したと考え、1986年3月17日の批准は実質的な影響はない形式的なものであると考えたと指摘できる。このことは、イタリアの援助の受益国として即座に効力が生じることによって最大の利益を有するのはコスタリカに他ならないから尚更である(pp.52-54)。

実施議定書については、枠組協定の実施行為であって自律的な又は独立した合意ではないことは明らかである。事後の行動により、両国(とりわけコスタリカ)は、実施議定書が有効であると考えたことが示された。*non venire contra factum proprium*(何人も自らの過去の行動に相反する立場をとることはできない)という規則及び信義則により、コスタリカは今日になって実施議定書の有効性に異議を唱えることはできない(pp.54-55)。

融資協定については、自律的行為ではなく枠組協定及び実施議定書の実施行為である。コスタリカは、「融資協定はイタリア法によって規律され国際法によっては規律されない契約である」と主張するが、コンプロミーでは、「常設仲裁裁判所の二国間紛争の仲裁のための任意規則33条(国際司法裁判所(ICJ)規程38条と実質的に同内容)により、国際法の妥当な規範に従って」判断することを仲裁裁判所に求めると規定している(pp.55-56)。

明らかに、コスタリカ大統領が憲法に違反して行動したと軽々しく認めること又はそう推定することは困難である。それゆえ、条約法条約46条1項にいう「明白な違反」つまり「条約の締結に関し通常の慣行に従いつ

誠実に行動するいずれの国にとっても客観的に明らかであるような場合」(同条2項)に該当するとのコスタリカの主張は、極度に困難な主張である。また、議会による承認は、単に国際協定の批准やその内容の承認にとどまるものではなく、行政府によって既に達成された行為の正規性又は合法性を承認するものである。政治的理由により議会が見解を変更して事後的に行政府の行為を批判したとしても、そのことは国際協定の有効性とそのコスタリカに対する義務的性質に何ら変化をもたらすものではない(pp.56-57)。

3分の2の多数決の要件を満たさないという不正規性については、信義則や*non venire contra factum proprium*を援用するまでもなく、国際法上、イタリアに対して対抗力を有しない(*inopposable*)。結局、国内法上の不正規性は主張されたものの立証されなかった(pp.57-58)。

さらに、コスタリカはイタリアに対する約束を、返済の延長の要請、新旧大統領による「貸付を贈与に切り替えてほしい」旨の提案、「ニカラグアに対して有する債権をイタリアに譲渡する」との提案等の一連の宣言によって明確に承認した。これらの宣言は国際法上、否定できない法的効果を有し、コスタリカは協定の無効を主張できなくなる(pp.58-59)。

融資協定が条約か契約かという点に関しては、一政府によって締結された私法上の契約ではなく、13条においてイタリア法に言及していることは、これが国際法に従う国際協定としての性格を弱めるものではなく、一般慣行に従って貸付国の法規を必要に応じて補足的に適用することを示すにすぎない(pp.60-61)。

国家契約については様々な議論があるが、①コンプロミーにおいては国際法のみを適用することを求めイタリア法への言及がない、②コスタリカ自身が融資協定は国際法に基づいて無効だと主張するがイタリア法に基づいて無効だとは主張していない、③イタリア民法に照らしても融資協定は効力を有しているとのイタリアの主張にコスタリカは反駁していない、④融資協定は枠組協定や実施議定書

といった国家間合意の実施行為であるばかりかイタリア政府の指示に基づいて **Mediocredito Centrale** によって締結された実質的には国家間合意である、といった理由ゆえ、この問題はここでは実益を有しない。コンプロミーにおいて両国が明確に国際法に基づいて解決するよう求めているゆえ、国際商業会議所 (ICC) の商事仲裁に付託する旨の融資協定の規定は必然的に無効となる。コンプロミーにおける融資協定上の当初の紛争解決条項からの修正とイタリア法から国際法への準拠法の修正について、両国は異議を唱えることはできないし、また唱えられなかった。融資協定への国際法の適用可能性についての結論に達したので、イタリアが主張する信義則や禁反言についての判断は不要である。1929年の常設国際司法裁判所 (PCIJ) 「セルビア公債事件」判決及び「ブラジル公債事件」判決の今日における有効性についての判断も不要である (pp. 62-63)。

コスタリカは、「Bonilla には融資協定の文言の確定をする権限しか付与されず、コスタリカ国を拘束する権限は付与されなかったため、融資協定は有効に締結されなかった。たとえ融資協定が国際協定であるとしても、Bonilla の署名は条約法条約 10 条 b に該当する条約文の確定にすぎない。融資協定は議会による承認を得られなかったためコスタリカによって批准されなかった。署名権限を有する者はコスタリカ政府によっても INCOP によっても指名されなかった」と主張する。この主張によると、Bonilla は権限踰越 (*excès de pouvoir*) を犯し、コスタリカ国の名前で協定を締結する権限を INCOP に付与した 1985 年 7 月 22 日法にもかかわらず、同法は異例かつ違憲だとしてコスタリカは融資協定によって拘束されなくなる。さらにコスタリカは、「イタリアは権限を踰越した者の行為に正当な信頼をおいたと主張することはできず、たとえ損害を蒙ったとしてもその損害は自己の過失によって引き起こされたものである」と主張する (pp.63-64)。

官報で公示されたデクレにおいて Bonilla に全権が付与され、大統領の書簡において「浮ドック建設に関して **Mediocredito Centra-**

**le** との融資協定をコスタリカ共和国の名において署名する」Bonilla の権限が確認され、さらに INCOP 役員会において Bonilla に融資協定を締結する特別の権限 (*poder especial*) が付与されたことに鑑みると、Bonilla には「限定的権限」のみが付与されたとするコスタリカの主張は文言の自然かつ通常の意味に反し、またコスタリカが権限踰越だと事後的に主張した時点までの両国の態度の通常解釈にも反する。「1985 年 7 月 22 日法は異例かつ違憲だ」とする主張に関しては、たとえ遅すぎると主張だという点を捨象したとしても、既に判示したように条約法条約 46 条の意味においてイタリアに対抗できない。国家は法の一般原則たる信義則 (*non venire contra factum proprium*) に反することなく既に表明した同意を否定することは認められず、このことは融資協定の締結にも実施行為の署名にもあてはまる (pp.65-66)。

「**Mediocredito Centrale** を通じて融資された資金がコスタリカの国庫に入っていない」とのコスタリカの主張は、融資協定の構造の無理解に基づくものである。資金は **Mediocredito Centrale** からイタリアの **Monte de Paschi di Siena** 銀行に振り込まれ、そこから浮ドック建設に関与するイタリアの業者に支払われている。また、「イタリア政府及び **Mediocredito Centrale** がコスタリカ議会による批准承認前にあわてて払込をした」とのコスタリカの主張も説得的ではない。貸付が早すぎたと借手の側が苦情を言うのは理解しがたいことである。コスタリカ大統領が何度も強調したように浮ドック建設に優先的性格と国益が存することを勘案すると、このような主張を正当化するような保護に値する利益は見出し難い (pp.66-67)。

書類提出と署名に関する不正規性 (*irrégularité*) についてのコスタリカの主張は、過度に形式主義的であって、技術協力と国際貸付の精神とは相容れないものであり、国際協力合意の受益者の側からこのような形式主義を援用することは容認しがたい。そのような主張をするのであれば、コスタリカは、Bonilla に全権を付与すべきでなかったし、国内法においてその権限を確認すべきでなかつ

たし、不正規性の存在をイタリア側に遅滞なく通知すべきであった。空欄の署名は通常の銀行実務に反するものではない。また、INCOPの代表が変更しても法人としての継続性には変更はなく、新代表は旧代表の行為の結果に責任を負わなければならない、承継の否認を主張することはできない。このような国内法上の事情はイタリアに対して対抗力を有しない。1986年5月8日に Bonilla が INCOP の代表ではなくなったという事実に関しては、INCOP もコスタリカ政府もこのことをイタリアに通知しなかった。当然ながら、融資協定のいかなる条項にも Bonilla が INCOP 代表である期間のみ貸付が有効であるとの記載はない (pp.67-68)。

不当利得 (*enrichissement illégitime*) に関しては、イタリアは、「コスタリカが供与された資金を返済しないと不当利得が生じる」と主張した。これに対してコスタリカは、「資金はコスタリカの国庫には入らず、イタリアの業者に渡され、コスタリカを利するものではなかった」と反論した。このコスタリカの主張は、既に指摘したように技術及び資金協力システム全体の無理解に基づくものである。コスタリカによる融資協定の不履行は明らかにコスタリカに物質的利得を生じさせるものである。もっとも、浮ドックが目的を達成しなかったこと、その価値が 920 万米ドル乃至 870 万米ドルと評価されることにも鑑みると、コスタリカは (融資元利総額の) 1290 万米ドル又は 900 万米ドルを超える不当利得を得たとは考えられない。もっとも不当利得の問題は本訴訟では簡単かつ補助的に主張されたにすぎないため、最終的にはあらゆる事情を勘案して両国間で決定すべき事項である (pp.68-71)。

コスタリカによる時効の主張に関しては、イタリアによる元利返済の要求が国際法上時効消滅したと立証されていないため、認められない (国際法上、時効に関しては慣習法規も一般原則も存在しないように思われる)。コスタリカはイタリア法の時効も主張したが、立証されていないし、また 1986 年のイタリア政府による要求、融資の存在を認めるコスタリカ政府による諸行為、両国間の交渉

といった時効中断事由に鑑みると尚更である (pp.71-72)。

両国間での討議と交渉の性質自体から、本訴訟の解決は融資協定の条項の厳格に契約上のかつ技術的な範囲での解決を超えた、政府間かつ外交上のレベルでの解決が求められているといえる。イタリア政府自身、このことを強調した。仲裁裁判所は両国間の関係という観点から、不履行の結果につき判示し、返済の態様や利子の問題を決定する (p.72)。

国際法は伝統的に法に内在する (*infra legem*) 適用態様としての衡平原則 (*principes equitables*) によって影響を受けてきた。なお、衡平の考慮 (*considérations équitables*) の役割と衡平と善 (*ex aequo et bono*) による決定とを混同してはならない。後者は両当事国の明示的な合意を要する。この衡平という性格ゆえ、裁判所は、支払期日、返済、遅延利息に関する融資協定の『技術的』条項のみを勘案することとどまらず、支払遅延の原因、コスタリカ側に生じた誤解や疑念、イタリア側と締結した複数の合意の効果及び範囲、一般的な両国の具体的状況及び行動、そして両国の友好・協力関係全般といった当該事案の状況全般を勘案することが求められる (pp.72-73)。

利息に関しては、計 1290 万米ドルの 4 回に分けての融資 (A.1985 年 10 月 10 日に 7,144,500 米ドル、B.1985 年 11 月 8 日に 2,598,000 米ドル、C.1985 年 12 月 30 日に 2,598,000 米ドル、D.1986 年 10 月 30 日に 649,000 米ドル) に鑑み、別表 A ~ E (pp.78-82) において詳細に定めるように、判決日 (1998 年 6 月 26 日) までは年利 2.25%、判決日以降は年利 8.5% で計算する。元利合計で A. は 12,203,009.85 米ドル、B. は 4,417,803.16 米ドル、C. は 4,382,369.22 米ドル、D. は 1,048,768.09 米ドルとなり、総計は 22,051,950.92 米ドルとなる (pp.73-74)。

仲裁裁判所はあらゆる事情を勘案の上、国際法の規範とりわけ正義の観念から生じる衡平原則に従って、コスタリカが支払うべき総額を判示することが求められる。当該事情には、一方で融資協定とその附属書においてコスタリカが返済条件を認めたという事実、他

方でコスタリカには900万米ドルを超える利得は生じていないという事実が含まれる。機械的に支払総額を2200万米ドルと定めることは国際法の原則及び慣行に反するであろう(pp.74-75)。

以上より、仲裁裁判所は、全員一致により、  
I. 次の通り決定する。

(a) 融資協定は、実施議定書を履行し両国間の現存の政府間協力諸協定の枠内にあるものであって、完全に有効であり、両当事国を拘束する。

(b) イタリア側は融資協定、実施議定書及び両国間の現存の政府間協力諸協定を完全に履行した。

(c) 同様のことはコスタリカ側については言えない。コスタリカ側は上記の諸協定から生じる義務を履行しなかったばかりか、当該諸協定の文言に従う義務がないと考えたため履行しなかったと主張した。

(d) コスタリカ共和国は、締結した国際協定(枠組協定、実施議定書、融資協定)に基づいて、Mediocredito Centrale及び／又はイタリア共和国に対してMediocredito CentraleがPuerto Calderaにて予定された浮ドック建設のために1985年10月10日から1986年10月30日にかけて4回に分けて供与した計12,990,000米ドルを返済する義務を負っている。

(e) イタリア共和国及び／又はMediocredito Centraleによるコスタリカ共和国に対する貸方は、元利合計で1500万米ドルに達する。この金額は、一般的文脈、両国の関係全般及び開発協力の合意に照らして、両国を結びつけたとりわけコンプロミーにおいて想起された伝統的な友好関係を鑑みて、両当事国によって直接に合意される支払態様により支払われるべきである(p.76)。

II. 本仲裁裁判の経費は120,000米ドルと決定する。

#### IV. 省察

以下、第1に、本仲裁判決の全般的特徴について、第2に、当事国(特にコスタリカ)の一連の言動の評価について、第3に、衡平

原則の本事案への適用について、第4に、遅延利息の扱いについて、第5に、本仲裁判決の履行について、第6に、本事案の我が国をはじめとするODA供与国へのインプリケーションについて、簡単に指摘することとした。

第1に、本仲裁判決の全般的特徴について。本仲裁判決は、概して冗長であり、繰り返しの箇所も少なくない反面、判断を回避した箇所も散見され、概してわかりにくいものとなっている。推敲を重ねてより整理された判決文としたならば、説得性を増したのではないかと惜しまれる。また、本仲裁判決には、先行判例や特に学説を詳細に引用・紹介しており、研究ノートの観を呈する箇所がある。学説を延々と引用することは、仲裁判決では時に見られる現象であり、本仲裁判決においては、「思考過程を記録として後世に残しておきたい」という裁判官の意向が働いたものと推定されるが、判決全体の流れをわかりにくいものにしてしまっているため、学説の引用は直接関連のある必要最小限なものにとどめ、また注に回すといった記述上の工夫を要したと思われる。他方で、本仲裁判決では、未公表乃至入手が容易でないコンプロミーや関連諸条約の条文の紹介・引用がなされていないため、「読者」に不親切なものとなっている。また、政治的な対立と利権の構造が垣間見られるものの、コスタリカ側の「変節」の理由も示されていない。特に残された浮ドック関連資産が融資額よりもはるかに低額となってしまった背景に何があったのか(当初の見積もりが杜撰であったのか、何らかの中間搾取がなされたのか)、このことがコスタリカ側の「変節」とどう関わるかは本事案の構造的な理解にとって有用な論点であるが、本仲裁判決では何ら触れられていない。本仲裁判決には以上のような難点はあるものの、事実の判断やルールの解釈は全般的にオーソドックスであり、例えば、①「技術協力」には融資は含まれないとの解釈は不自然である、②借手側からの貸付が早すぎるとの苦情は理解しがたい、③大統領が憲法に違反して行動したと推定することは困難であるといった具合に、自然な判断や解釈を重視し

ているといえる。また、次にみるように、本仲裁判決には、当事国の言動を可能な限り勘案して判断するという現実的かつ柔軟な態度がみられる。

第2に、当事国（特にコスタリカ）の一連の言動の評価について。本仲裁判決は、①枠組協定署名後のコスタリカの言動は黙認と解され、コスタリカは同協定を即座に発効したと考え、同協定の批准は形式的なものであった、②コスタリカの言動に照らすと、信義則（とりわけその発現形態と考えられる *non venire contra factum proprium*）ゆえ、コスタリカは実施議定書の有効性に事後的に異議を唱えることはできなくなる、③融資協定は枠組協定及び実施議定書の実施行為であり、コスタリカ議会による枠組協定の批准承認の要件が満たされなかったという不正規性はイタリアに対して対抗力を有しない、旨を判示した。本仲裁判決は、次の2つの基本的判断に立脚してこれらのことを導いたと指摘でき、これらの判断は条約法の実務において重要な示唆を与えるものであるといえる。第1は、国家の言動からいわば「事実上の批准」に該当する場合があるという判断である。条約法条約18条は、条約の署名国は当該条約の批准前には条約の趣旨・目的を失わせる行為を行ってはならない旨を規定するが、本仲裁判決はその射程範囲をはるかに超えて、正式な批准がなくても国家の言動から批准をしたとみなしうるような場合が存在し、その場合には批准と同一の国際法上の効果を生じるという考え方である。これは意思を重視した考え方であるが、国際法上、国家の意思表示の形式が一般的に自由である<sup>9)</sup>以上、基本的に妥当な考え方であり、「批准の形式的要件を満たさない限り当該条約は国際法上当該国にとって一切拘束的とはならない」という考え方は条約法条約に規定されていない国家の言動の国際法上の評価を看過した近視眼的な考え方と言わざるを得ない。第2は、たとえ批

准が憲法上の要件に合致しないとしても、そのことは条約法条約46条1項但書にいう「違反が明白であり基本的な重要性を有する国内法の規則に係るものである場合」には必ずしも該当するとはいえない（その立証責任は条約無効を主張する側が負う）という判断である。Milanoが指摘する<sup>10)</sup>ように、この第2の点に関連した判断が、本仲裁判決後（但し公表前）の2002年10月10日のICJ「カメルーン・ナイジェリア間の領域と海洋境界事件」本案判決において示されている。同判決では、「ナイジェリアの国家元首によって署名されたが結局批准されなかったMaroua宣言は、ナイジェリア憲法では行政行為は最高軍事評議会によって又はその承認に基づいてなされなければならないと規定し、同宣言には同評議会によって批准されていないため無効だ」というナイジェリアの主張を否認し、「Maroua宣言は署名とともに発効した」と解釈したが、その中で次のような一般論を展開している。「国家が条約を締結する権限に関する規則は、基本的な重要性を有する憲法規則である。しかしながら、この点に関する国家元首の権限の制限は、少なくとも適切に公表されていない限り、条約法条約46条2項の意味における明白なものではない。とりわけ国家元首は7条2項により『職務の性質により、全権委任状の提示を要求されることなく』自国を代表すると考えられるため尚更である」<sup>11)</sup>。ICJのこのような判断は、本仲裁判決と軌を一にするものであるといえる。さらに本仲裁判決は、融資協定の規定内容（準拠法はイタリア法とし、紛争は国際商業会議所（ICC）に付託する）は、コンプロミーや当事国の事後の言動によって、「準拠法は国際法とし、本紛争は仲裁に付託する」という内容にとって代わられた旨を判示した（それゆえ融資協定の法的性質につき検討する必要はないとした）。あらかじめ定められた準拠法や紛争解決手段の事後的な変更は異例で

9) この点に関して、拙稿「言葉による一方的行為の国際法上の評価（1）」『国家学会雑誌』105巻1・2号（1992年）45頁。

10) Milano, *supra* note 2, p.178.

11) ICJ Reports 2002, p.430.

はあるものの不可能ではなく、両当事国の言動を重視したこの判断自体は妥当なものである。

第3に、衡平原則の本事案への適用について。国際裁判では本案判決において金銭支払義務が認定されても具体的な支払金額は事後の別の判決で判示するとされることが少なくなく、また前者の判決後に両当事者間で支払金額について合意に達することも稀ではないことに鑑みると、本仲裁判決が支払金額を明示したこと自体、一定の注目に値するが、さらに大きく注目すべきは、本仲裁判決が衡平原則に基づいてこの支払金額の決定をしたということである。国際判決においては、衡平原則は主に大陸棚境界画定の文脈において援用されてきた。本仲裁判決は、大陸棚境界画定問題という「パイの配分」とは異なる法構造を有する債務不履行問題の文脈において衡平原則を援用した稀有な例であり、本判決最大の特徴はこの点にあるといえる。本仲裁判決が衡平原則を援用した背景には、①不当利得に言及しながら、融資額と残された資産額の間には大きなギャップがあったため、融資額及びそれに見合う利息の全体を支払額とすることは妥当ではなく、この点の調整が必要となった、②不当利得に依拠した先例はあるものの、その国際法上の要件・効果は必ずしも明らかではないため<sup>12)</sup>、イタリアが補助的にしか援用していないこととあわせ、不当利得に依拠することは容易ではなかった、といった事情に鑑みたとと思われる。「支払遅延の原因、コスタリカ側に生じた誤解や疑念、イタリア側と締結した複数の合意の効果及び範囲、一般的な両国の具体的状況及び行動、そして両国の友好・協力関係全般といっ

た当該事案の状況全般を勘案すること」は極めて広範な考慮であって、「衡平原則」の射程範囲を超えてむしろ「衡平と善」に基づく判断ではないかとの疑念も生じうるかもしれない。しかしながら、コンプロミーにおいて「衡平と善」という非法的要素への依拠が明示的に合意されていない以上、仲裁裁判所としては「衡平と善」への依拠は一切できず、あくまでこれらの考慮は「衡平原則」であると同前提せざるを得なかった。もっとも、例えば枠組協定においては「友好」への明示的言及があり、「友好」は二国間友好通商航海条約等において(単なる道義的な責務ではなく)実定法上の義務とされること<sup>13)</sup>にも鑑みると、友好関係全般への考慮が「衡平原則」に含まれると解することが妥当性を欠くとは必ずしも言えないであろう。いずれにせよ本仲裁判決では、「衡平原則」に基づいて、融資総額(元利合計)である約2205万米ドルの約68%にとどまる1500万米ドルの返済をコスタリカに求めた。

第4に、利息の扱いについて。本仲裁判決では、判決前の金利(pre-judgement interest)は年利2.25%、判決後の金利(post-judgement interest)は年利8.5%とした。判決前の金利とは別に判決後の金利を設け(このこと自体は時に見られる)、また判決後の金利を判決前の金利よりも高く設定したのが特徴である。国際判決における金利の問題について包括的な研究を行ったNevillは、判決後の金利は通常は判決前の金利と同一に判示されるが、但し稀に判決後の金利の方が判決前の金利よりも高く判示されることがあり、これは迅速な支払に対するインセンティブを増加させるためだろうと指摘する<sup>14)</sup>。本仲裁

12) 国際法における不当利得に関しては、Christoph H.Schreuer, *Unjustified Enrichment in International Law*, *American Journal of Comparative Law*, vol. 22 (1974), pp.281-301; Charles Manga Fombad, *The Principle of Unjust Enrichment in International Law*, *The Comparative and International Law Journal of Southern Africa*, vol. 30 (1997), pp. 120-130.

13) この点につき、拙稿「友好通商航海条約の解釈・適用(ロースクール国際法第9回)」『法学教室』2008年10月号126-132頁。

14) Penelope Nevill, *Awards of Interest by International Court and Tribunals*, *British Year Book of International Law* 2007, p.337. Gabriele Salvio, *La responsabilité des États et la fixation des dommages et intérêt par les tribunaux internationaux*, *Recueil des Cours*, vol. 28 (1929-III), pp.281,284 では、判決後の金利を判決前の金利よりも高く設定することは可能だと指摘する(Nevill, p.337, note 467)。

判決において、判決前の金利を2.25%、判決後の金利を8.5%と設定した根拠については、仲裁判決中には説明はなされていないが、判決時の1998年においては、銀行による最優遇顧客向けの貸出金利 (lending interest rate) は、イタリアが8.64%、コスタリカが22.47%であった<sup>15)</sup> ため、判決後の金利はイタリアのこの貸出金利に揃えたものと推測される。なお、金利については、PCIJ「ウィンブルドン号事件」判決(1923年)においては、「現在の世界の金融状況においては、また公債につき認められる状況に照らすと、6%が妥当である」と判示した<sup>16)</sup>。もっとも同判決では、「金利は判決日から生じる」としたが、Salvioliは、「金利は違法行為がなされた時点から生じる」としてこれを批判する<sup>17)</sup>。本仲裁判決では、金利は当初規定された返済日から生じるとの前提で計算をしている。

第5に、本仲裁判決の履行について。仲裁判決から約5年半後の2003年12月4日、両国は判決内容を履行する旨の合意に達し、この合意はコスタリカ議会の承認を得て2004年3月24日のコスタリカ官報において公表された<sup>18)</sup>。その主な内容は、1500万米ドルを6年間の猶予期間を含めて17年以内に金利年1%を加算して支払うというものであり、より詳細には、①元金については、半年毎に22回の連続分割払とし、第1回目の支払は両国代表による財務協定附則の署名後78ヶ月以内に完了する、②金利については、年1%の金利を半年毎に支払い、支払は当該附則の署名から6ヶ月後に開始する、というものであった。分割払とすること、6年間の返済猶予期間を設けること、金利は年1%という低金利にすることで合意がなされたが、これは両国間の全般的関係にイタリア側が配慮した結果であると解される。先述した判決

前の金利と判決後の金利の関係について、Nevillは、①判決前の金利が支払日までの損害の合計についてのみ生じる(諸費用・経費は含まれない)とし、判決後の金利を含まないとする方式、②判決前の金利とは別に判決後の金利を扱い、判決後の金利は判決の全金額(判示された利息分を含む損害額プラス諸費用・経費を含む)につき一定の猶予期間後から支払時までの期間生じるとする方式、③判決前の金利とは別に判決後の金利を扱い、判決後の金利は判決の全金額(判示された利息分を含む損害額プラス諸費用・経費を含む)につき猶予期間なしに判決日から支払日までの期間生じるとする方式の3方式が見られると指摘し、①の例としてイラン・米国請求権裁判所の慣行、②の例として欧州人権裁判所や米州人権裁判所の慣行、③の例として欧州第一審裁判所の慣行が挙げられるとした<sup>19)</sup>。本事案においては、本仲裁判決とこの2003年の両国間の合意をあわせて考えると、結局、②の方式に基づく処理がなされたことになる。

第6に、本事案の我が国をはじめとするODA供与国へのインプリケーションについて。ODA供与国としては、本仲裁判決が支払総額は元利合計になるとは限らない(衡平原則に基づき結果として減額される)と判示したことに留意する必要があるが、予防法学の観点からは、ODA供与国には、被供与国側の代表の条約締結権限の有無と被供与国における条約発効要件について被供与国の国内法を詳細に検討しておくこと、及び、被供与国における政権交代や被供与国側の実施機関の代表の変更があっても借款には何ら影響しないことを事ある毎に確認しておくことが、必要かつ有益であるといえる。ODAをめぐる供与国が被供与国を国際裁判に提訴まです

15) <http://www.tradingeconomics.com/italy/lending-interest-rate-percent-wb-data.html> (イタリア)  
<http://www.tradingeconomics.com/costa-rica/lending-interest-rate-percent-wb-data.html> (コスタリカ)

16) PCIJ Ser.A, No. 1, p.32.

17) Salvioli, *supra* note 14, p.281.

18) Acuerdo entre la República de Costa Rica y la República Italiana con respecto a la devolución de un crédito de ayuda para el suministro de bienes y servicios italianos para la construcción de un dique seco en Puerto Caldera, *La Gaceta*, 24 de marzo del 2004, p.2.

19) Nevill, *supra* note 14, pp. 333-335.

る要因としては、被供与国が借款返済の能力があるにもかかわらずその意思が欠如している、供与された資金の意図的な目的外使用（特に不正流用）がなされる、両国間の全般的関係が良好とはいえない、そして協議が不調に終わる、といったことが一般には考えられよう。なお、我が国が締結する円借款取極（交換公文の形式をとる）<sup>20)</sup>においては、国際協力銀行が相手国政府に対し円借款を供与することについての両政府の了解の確認がなされるが、紛争解決条項としては、「両政府は、この了解又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する」旨の相互協議条項があるのみであり、また、不返済の場合には弁済期限延長取極が締結されるのが一般的であろう。もっとも、ICJの強制管轄受諾宣言をしている国<sup>21)</sup>（2011年6月10日現在、日本を含めて66か国ある）のうち40か国は途上国であるため、これらの国に対しては、ODAをめぐる紛争が協議によって解決できなかった場合には、ICJへの付託は基本的には可能であるという事実は留意するに値しよう。

（なかたに・かずひろ）

---

20) 円借款取極の内容は、通常、円借款の目的と金額の明示、借款の条件及び「借款契約は国際協力銀行が計画の実行可能性を確認した後に締結される」との規定、借款の対象、「被供与国は生産物又は役務の調達に銀行の調達のためのガイドラインに従って調達されることを確保する」との規定、「被供与国は生産物の海上輸送及び海上保険に関して競争制限を差し控える」との規定、日本国民の入国及び滞在に関する便宜供与、借款及び利子に対する免税、借款の適正使用の確保、日本国政府及び国際協力銀行への計画の進捗状況についての情報・資料の提供、相互協議からなる。なお、正文についての規定は通常ないが、中国との円借款取極では、日本側書簡で日本語テキストが、中国側書簡で中国語テキストが示されるのに続いて「解釈に相違がある場合には英語の本文による」旨の「解釈正文に関する書簡」が交換され、英語のテキストが示されている。

21) この一覧は、<http://www.icj-cij.org/jurisdiction/index.php?p1=5&p2=1&p3=3>